

令和4年第420回信濃町議会定例会12月会議 会議録(3日目)

(令和4年12月12日 午後2時10分)

●議長(佐藤武雄) 会議を再開します。

通告の9、永原和男議員。

- 1、病院事業経営者としての責任と覚悟は。
- 2、国保税を増税しますか。
- 3、敷地内薬局は実現性があるのか。

議席番号11、番永原和男議員。

◆11番(永原和男) 議席番号11番、永原和男でございます。鈴木文雄さん、町長に当選されました。おめでとうございます。告示前に、私たち黒姫民報の公開質問状に誠意をもって回答いただいたと受け止めています。ご回答いただいた内容については、鈴木文雄さんが、自ら約束をした政策、公約として誠実に実行するよう注視するとともに、町民の利益にかなう政策については、私たち共産党議員団もその政策の実現に向けて力を合わせて頑張っていきたいというふうに思っています。はじめに町政に対する基本的な態度を明らかにし、質問に入ります。まず、最初に議会の再開の冒頭で、町長は4点について所信表明をされました。私はその中で4点目の医療提供体制の強化を目指すとし病院の存続と機能の強化が不可欠と表明をされています。この内容で、体制の強化をするとは具体的にどのような取り組みをなさろうとしているのか、お考えを最初にお伺いします。

●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。

■町長(鈴木文雄) ただ今永原議員からご質問いただきました、医療体制の強化ということで、所信表明ということで述べさせていただきましたが、この強化という言葉の持つ意味でございますが、これは、いつでも町民の皆さんから安心してもらったうえで受診してもらえる、そういう病院にする、そういうことを総合して強化と申し上げた、そういうつもりでございます。以上です。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) 町長、これ、病院事業は、公営事業であります。つまり、町長は町長になったと同時に、この企業経営のトップに就任をされたわけであります。今ほど経営について触れておられませんので改めてお伺いいたしますが、病院事業の経営者として、責任者として、どのような責任と決意をお持ちでしょうか。伺います。

令和4年第420回信濃町議会定例会12月会議 会議録(3日目)

●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。

■町長(鈴木文雄) ただ今永原議員からお話がありましたとおり、私、町長という立場で、そしてまた、公営企業管理の責任者といたしまして、信越病院を今後引っ張って行かなければならない、そのように考えております。それで今、病院建設がまさに始まろうとしておりますが、これを成功裏に、そしてまた、町民の皆さんに納得いただける形で開院させ、そしてまた開院した後も安定した経営が成り立つような準備を進める、これが私に課せられた責務であると考えております。以上です。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) 町長、私、しつこいようですが、安定した経営ができるように、今頑張られるということなのですが、今日の段階でこういうプランを持っているのだという、経営の安定のためにという、何かそういうものが具体的にお持ちでしたら、お示しをいただければと思うのですがありますか。

●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。

■町長(鈴木文雄) 現時点で具体的な内容は、申し訳ございませんが持ち合わせてございません。しかしながら、もうすぐ来年度予算の編成作業も始まりますので、そういった機会を通じて、これまでの経過、そして将来に向けての課題などをよく伺ったうえで、具体的な内容を詰めていければと考えております。以上です。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) 今後の町長の経営手腕に期待をしていきたいと思います。病院の事務長にお聞きいたしますが、これちょっと通告にはないので答えられなかったら、答えられないと言ってもらえればいいです。今回の補正予算でも、いよいよ確認申請書を出すのだと、実施設計書ができてその段階まで到達いたしました。これは、基本設計と実施設計の中で、どれくらいずれが生じていますか。もし分かったらお示しをいただきたい。

●議長(佐藤武雄) 丸山病院事務長。

■病院事務長(丸山茂幸) 現時点、本年度、おっしゃるとおり、基本設計を今進めて最終段階にきております。失礼しました、間違いです。実施設計を進めて最終段階にきております。令和4年の3月に、議会の皆様に全員協議会の場で、お示しした数字が基本構想時点の28億円の事業費に対して、令和4年の3月時点で、29億6000万円ほどになるとお伝え申し上げました。その後、物価上昇とか、現状かなり物価に関しましては上昇してきている中で、建設費についてもかなり上がってきているような状況でございます。

令和4年第420回信濃町議会定例会12月会議 会議録(3日目)

実際には、新年度の予算編成時にお示しさせていただければなと思っておりますが、今、新年度予算精査中ですので、改めて議会の皆様、住民の皆様に対しまして、適切な時期にお示しできるかなと、今思っております。以上です。

●議長（佐藤武雄）永原議員。

◆11番（永原和男）令和4年3月の時点、これは基本設計の段階のことですね、その時が、約28億円だと。ところが今まだ、そんなにぴったりじゃなくても良いのですが、おおよそでも答弁いただけませんか。もし金額で差し障りがあるのでしたら、基本設計時と比べて、何パーセントくらいアップが予想される、その程度でも結構です。

●議長（佐藤武雄）丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸）令和4年3月時点でお示ししたのが約29億6000万円です。で、その後の物価上昇がかなり影響が大きいということは認識しております。具体的に申し上げますと、管理的費用を除いた純工事費というのですが、その純工事費につきましては、基本設計策定時より、令和4年9月時点と比較しまして、上昇率、物価指数の比較なのですけれども、6.6パーセント上昇しており、この傾向が続くという設計会社からの報告は受けております。そのような状況でまた新年度予算は精査しているところでございます。以上です。

●議長（佐藤武雄）永原議員。

◆11番（永原和男）そうすると、ちょっとここ整理をさせていただきますが、令和4年の3月の段階では、29億6000万円と予定していたと。そして、諸物価上がっているのは上がっているのですから、上昇率がおおよそ6.6パーセントほどだと、そういうふうにお答えいただいたと思えば良いのでしょうか。念のためにもう一度お願いします。

●議長（佐藤武雄）丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸）今、議員がご説明いただいたとおりでよろしいかと思えます。

●議長（佐藤武雄）永原議員。

◆11番（永原和男）そこで町長に質問いたしますが、町長これ新しい病院は、令和7年の春オープンと。そういう方向で今後動向を注視してというのが所信表明の挨拶の中にもありましたが、今の病院事務長の答弁を踏まえつつ、現時点では、令和7年春のオープンを目指していくと、そういうお考えでしょうか。

令和4年第420回信濃町議会定例会12月会議 会議録(3日目)

●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。

■町長(鈴木文雄) ただ今永原議員がおっしゃったとおり、令和7年春の開院を目指して進めてまいりたいと思います。以上です。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) では、そのような方向で、町長を先頭に病院および関連する課で頑張っていたきたいと思います。次に国保税の増税があるか否かについて質問をしたいと思います。令和5年度の国保税につきましても、これから予算の積み上げが、もう既に始まっているのでしょうか。令和5年度において、国保税を増税することを考えていますか。またその増税を回避する方法、方策についてもお持ちでしょうか。お伺いします。

●議長(佐藤武雄) 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長(柄澤 豊) 私の方からお答えさせていただきます。国保税の算定にあたっては、国保の運営主体である長野県が県全体で納付金として集めるべき保険料を、収納必要総額を算定し各市町村に案分いたします。市町村は県から示された納付金概算額に対して、保険料により集める額を算定します。県が案分して算定した納付金算定額が、つい先日11月末に県から示され、現在担当係が当初予算に計上する保険料を盛んに計算しているところでございます。あくまで現在の事務局段階での試算を申し上げますと、確定ではありませんけれども、来年度、令和5年度については税率を上げないでいけそうな見込みであります。ただ、基金の一部取り崩しになることは考えられますので、お願いをしたいと思います。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) 私は、令和3年度の国保の特別会計の決算の審査の時にも、私は自分で感じ取ったのですが、1人あたりの医療費が42万3000円となっていて、前年度令和2年度と比べて10パーセント増えたわけです。これは令和5年度に増税の心配があるのかなと思って心配をしていたわけであります。県の方から示された納付金の概算額についても、こんなに早く示されると思いませんでしたが、今のところ、県のほうから示された納付金については何とか賄えると。課長、増税をしなくてもなんとか賄えると、そういう今、段階だと思ってよろしいでしょうか。再確認させてください。

●議長(佐藤武雄) 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長(柄澤 豊) 今ほど申し上げましたように、今あくまで現在、事務局段階の試算でございまして、このあと町長査定等がございまして、確定ではありませんけ

れども、事務局段階では来年度、令和5年度について税率を上げないでいけそうな見込みでございます。若干補足させてもらってよろしいでしょうか。今、永原議員さんのほうから、医療費の増加が国保税の増税に連動するののかということでもありますけれども、県の市町村への納付金を算定するにあたって、医療費水準に応じて増減調整するルールになっておりますので、これも単純な計算方法ではないのですけれども、市町村の1人あたりの医療費を年齢階級別の1人あたりの全国平均医療費という、ちょっと難しいのですけれども、それと比較をして、年齢調整後医療費指数という係数を算出して、納付金に反映させますので、納付金の算定には影響は出てくるのです。ただ、町が県から示された納付金で、今の税率を改定しなければ賄えないかという計算をしましたところ、税率を変えなくても行けそうだという見込みでございます。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) 事務方には、そういう複雑な問題があるということは、承知はいたしました。しかし、町民の皆さんへは、なんとか国保税の増税をしなくても済みそうだと、そんなような案内は私のほうでもしていきたいなと思っています。それで、もうひとつ心配事があるのですが、国保の加入者が、前年度、令和3年度においては、令和2年度と比べて90人減っていましたね。このように加入者の人数が減少してくるということは国保税に及ぼす影響と言いますか、私はこれ、増税に連動してしまうのではないかなど心配をしているわけではありますが、令和5年度においても国民健康保険加入者の数が減っていくという状況にあると思うのです。そのへんで、担当課長としてどうでしょう。

●議長(佐藤武雄) 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長(柄澤 豊) 被保険者数の減少だけで国保税の増税に連動するということ、それだけではございません。被保険者数、いわゆる県全体の医療費や所得など、その複数の要因で納付金の算定をいたしますので、全く影響がないわけではないですけれども、被保険者の減少ということだけで、すぐに増税に繋がるということではありません。ほとんどの市町村で被保険者数が減少傾向になっています。この被保険者数が減少しているにも関わらず、県への納付金額が変わらないということになれば、これは1人あたりの負担を増やさざるを得ない状況になりますけれども、令和5年度は先ほども申し上げましたように、前年度よりは、令和4年度よりは少し苦しい状況かなという感じなので、これについても税率を上げないで、今のところは予算が組めそうな見込みだということでございます。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) 被保険者数につきましては、つい先ごろ、厚生省の発表で見ても、更

に協会けんぽ等に入っている人が、今度は5人以下であっても、今、国保の方に入っているのですか、協会けんぽの方に加入できるように法律改正をするというような情報が国のほうからも出されています。今後、それらの状況を含めると、国民健康保険の加入者数というのは、私は減少していくのだらうと思うものですから、質問をさせていただきました。さて、令和5年度は増税の心配は、まあ無いだろうということではありますが、私は増税を回避する方法として、私は2つあると思うのです。担当課長から説明がありましたように、もうこれは新しい国保制度は、3年前にできた国保制度は、財政については全て県が責任をもってやっていくわけですから、県から示された納付金、満額を納めなければならないということはあるのです。まけてもらいたいというふうにはならないのですね。県からの請求額は100パーセント納めなければならない。では、そういう中で、町としてどういう増税回避策があるのかというと、私は、令和4年度から令和5年度への繰越金を予算編成の段階で正確に把握する必要があると思うのです。これは、例えば1月の段階でも把握するとなれば、1月2月3月の経費を、残された3か月でどれだけ出ていくかということで、把握すればできるわけです。以前のように、インフルエンザが流行したとか、コロナが流行したとか、医療給付費が伸びるかというような心配をする必要がないわけでありますから。そのへんのところの、主に保険事業についての、この残された3か月間の、どれくらい支出があるのかなということも正確に把握する必要があります。2つ目は、令和5年度の予算の編成の時に、予備費は精査をして本当に必要な金額だけ予備費に見ると。私、予備費が千数百万円の予備費は信濃町の国保の中では本当に必要なのだらうかというふうに思うのです。先ほど申し上げましたように、インフルエンザ等、コロナ等流行した場合の医療機関に払うお金に関しては、信濃町は心配する必要はないのですから、その年は県が心配するわけでありますから、予備費は単に保険給付費へ回す必要はないということであまり過大に計上せず、その分は極力納付金のほうに回していくという必要があるのではないかというふうに思います。そのうえで、繰越金を納付金の財源に活用するように予算を編成していくと、そういうことが必要だなというふうに思うわけでありますが、担当課長、長くなりましたがいかがでしょうか。

●議長（佐藤武雄）柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊）永原議員さんのおっしゃられることも、ごもっともなところだと思います。繰越金を正確に把握するということにつきましては、当然うちの担当レベルにおいても、繰越金はどれくらい出そうかということ想定をする中で、支払えるかどうかと想定しますので、計算をしますので、当然把握をしますけれども、なかなか、その正確というのは難しい面がありまして、できる限り正確にという形になろうかと思えます。それから予備費については、確かに必要最小限に持っていればいいと思うのですけれども。ただ、その予備費を使う中身も、県の納付金とか、いろいろな還元金といますか、ちょっと言い方がおかしいかも分かりませんが、次年度精算というのが結構あるのです。それが今回も250万円とか300万円とかあったのです。そういうことが

ありますので、1000万円、1500万円持っている必要はないかもしれないですけども、やはり500万円とか、もう少しとかある程度持っていないと困るなというのは担当課長の考え方です。永原議員さんから今、増税回避の方策ということをご提案と言いますか、ご質問をいただいておりますので、うちの方が考えている増税を回避する方策でございますが、1つは医療費の削減です。当然、医療費、連動はしないですけども、医療費が上がればやはり、税率を上げざるを得ない可能性も出てきますので、特定検診や特定保健指導といった、保険者努力ですけども、保健事業をさらに努力して町民の皆さんにもご協力いただいて、健康管理に留意し上手に医療機関を受診していただくことが重要だということだと思います。それから今の現状を見ますと、5年度予算について試算をしている段階ですけども、おそらく4年よりはちょっと厳しい状況かなと思いますけれども、今後やはり医療費が増加してきたり、いろいろな要因が重なってきますと、場合によっては増税しないと組めないということに、起こり得る場合もないわけではないので、もし、そういうふうになりますれば、私どもとしましても、できる限り増税したくないという思いは同様ですので、基金も活用しながら、しのいでいきたいという考えでございます。ただ場合によって基金が枯渇するというような状況になれば、平準化して少しずつ税率を上げていくということも選択肢のひとつと考えています。なお、長野県では、今後、少子高齢化、それから過疎化の進行による被保険者の減少が見込まれる中で、中長期的に持続可能な国保運営を図るため、保険給付と保険料の両面から県内市町村の平準化をすすめ、被保険者間の公平な負担による制度確立をしていきたいということで、保険料水準等の統一に向けたロードマップというのを立てて、改革を進めることとしています。概ね、令和9年度くらいには、二次医療圏、うちのほうですと、長野医療圏になるのですけれども、そこで統一したいと、応益割ですとか均等割の水準を統一したいとしています。将来的には県下で保険料、保険料率の統一を目指しています。

●議長（佐藤武雄）永原議員。

◆11番（永原和男）現在もそうですが、これから令和5年度の国民健康保険の予算の編成に入っていくわけでありまして。職員のノウハウや英知を結集して、国保に入っている人が、国保税の増税に繋がらないよう頑張っていただきたいというふうに思います。今後の動向を、注視をしていきたいと思っております。それでは3番目の敷地内薬局のことについて質問をいたします。私は、敷地内薬局は実現性があるのかという視点で質問をしたいと思っております。6月と9月議会に続く、3回目の質問であります。はじめに私は、新しい病院の敷地内に薬局を誘致することに反対しているわけではありません。私は敷地内薬局に反対しているわけではありません。このことをはっきりさせた上で質問に入ります。いわゆる敷地内薬局構想に実現性があるのか、病院の経営上プラスになるのか心配をしているものであります。この間の6月9月議会の私の質問を、この放送をお聞きの皆さんから私に、患者さんからは、病院のすぐそばに薬局ができるのは便利だという話も聞いています。また一方、病院の土地、いわゆる行政財産を、土地を借りた会社がその土

地に薬局という建物を建てると、地上権が発生してくると、一般的には、そのことが今後の病院の経営に不利になるではないかということをご心配する両方の声が私のところにも寄せられております。そこで私も、病院事業が今後混乱することのないようにという立場から質問をさせていただきます。はじめに、病院事務長に質問をします。事務長、この敷地内薬局というのは、一体どのようなものなののでしょうか、説明を求めたいと思います。町民の皆さんにも分かりやすいように、このイメージができるように説明をしてください。

●議長（佐藤武雄）丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸）このたび病院の再整備事業計画の中で、敷地内に薬局を設けて行くということで進めている状況ではございます。まずはじめに位置ですが、住民説明会と議員の皆様にもお示したところではございますが、現在の柏原の社会体育館の下、南側の体育館とグラウンドの間に、今、駐車場があるのですが、そこを予定しているところではございます。敷地内薬局の考え方、制度的なものなのですが、これにつきましては平成28年10月に、厚生労働省のほうから保険薬局の出店に見直し通知というのがありました。理由につきましては、保険薬局の独立性と利用者の利便性の向上を図る、この両立を図りたいということでの見直しになります。具体的に申し上げますと、医療機関と保健指定薬局との間に、今までは公道を介していないとだめだったというのを、公道を介さなくて良いということ。あと、薬局の存在が公道から認識できること。また、主となる診療機関の休診の間も利用が可能だということ。あと、経営上の独立性ということが求められています。この考えのもとで、敷地内薬局を病院再整備計画の中で取り入れていくこととなりますと、想定できる例として、敷地の一部を売買契約により譲渡する場合は敷地内に民間の土地が入ってしまうということがあってしまうので、ちょっといかがなものかということと、もう1つは病院で薬局を、建物を建築し、その建築物を貸し出す方法、これは事業費が全部増えてしまうから困るということ。最終的には敷地の一部を貸し付ける方法が妥当であるということで、今回、先ほどご説明を申し上げました敷地内薬局の考え方制度を利用した敷地内薬局を設置していきたいと思っております。

●議長（佐藤武雄）永原議員。

◆11番（永原和男）私、ここに図面を持っているのですが、これは議会に配られた図面です。要するにこの位置ですね。現在でいいますと、おおむね工事をやっている現場事務所よりやや北側、というふうに理解しています。それで、全体の敷地面積はどれくらいですか。それと、薬局さんは何平米くらいの建物を、町が造ってくださいますかというのでしょう。そのうち、売店部分の売り場面積はどれくらいでしょうか。それから建物の構造についても指定をするのでしょうか。そのへん、分かりましたら答弁してください。

令和4年第420回信濃町議会定例会12月会議 会議録(3日目)

●議長(佐藤武雄)丸山病院事務長。

■病院事務長(丸山茂幸) 場所はいま、図面をお示しいただきましたが、その場所になります。売店の詳細な部分につきましては、構造とか面積につきましては、面積につきましては、おおよそその図面上でいくと、だいたい10メートルかける20メートルくらいの部分になると思います。ただ、今後、出店希望者を集める方法を検討していきます。概要をこれから決めていかなければならないのですが、詳細は今詰めているところがございます。公募していくうえで、いろいろ今の段階で詳細につきましてはお示しができないところがございますので、これも議会また住民の皆様への公表につきましても適切な時期に公表をさせていただければなと思っております。以上です。

●議長(佐藤武雄)永原議員。

◆11番(永原和男)それはもちろん、公募の重要な条件になってきますよね。重要な条件、それはまた、後ほどだという話でありました。重ねて、病院事務長に質問します。私これ、9月議会の時にも質問したわけなのですが、行政財産を民間の会社に貸し付けることができるのだよという法的な根拠についてお示しをください。

●議長(佐藤武雄)丸山病院事務長。

■病院事務長(丸山茂幸) 行政財産の貸出しの法的な根拠でございますが、この薬局を想定している場所に限らず病院の敷地につきましては、今年の12月議会で承認をいただきまして、町から譲渡された敷地になります。病院の診療に資する目的ということで行政財産という位置づけでございます。行政財産の位置づけの貸付につきましては、地方自治法の中でいきますと、地方自治法第238条の4、行政財産の管理処分に規定されているところがございます。以上です。

●議長(佐藤武雄)永原議員。

◆11番(永原和男)それはそうなのでしょうけれども、事務長さん、もう少し私を含めた議員もそうですし、町民は自治法の第何条なんて言われてもあれですから、もう少しその内容を噛み砕いて、説明してください。

●議長(佐藤武雄)丸山病院事務長。

■病院事務長(丸山茂幸) ただいま、回答を申し上げました行政財産の管理および処分の地方自治法238条の4につきましてご説明申し上げます。この条文の中で、内容につきましては、行政財産の貸付け、交換、売り払い、譲与、出資の目的を設定する方法が書かれております。238条の4の第2項について、ご説明申し上げます。行政財産は次に掲げ

る場合には、その用途また目的を妨げない限度において貸付または試験を設定することができる。その次、第1号として、当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であって、当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、または所有しようとする場合、その者に当該土地を貸し付けることができるというふうに規定してございます。この条文で貸付の根拠という形になります。

●議長（佐藤武雄）永原議員。

◆11番（永原和男）ありがとうございました。私もこの間、地方自治法の中で、いったいどこに該当するのかなというので、ここの条項の部分も読み込んできたのですが、今、専門家が自治法238条の4第2項目第1号によって、貸付けが可能だという話がありましたから、これじゃ私がこの場から議論してみても及びませんので、可能だということで、私も納めさせていただきます。今、事務長の答弁を聞いて、私、気になったのは、確かに私もここに条項をコピーして持っていますが、貸付けまたは私権を設定できると、今おっしゃいましたね。この私権とは何かというと、この後質問しようと思っていた、地上権の設定等が、これ、借りた人が行政財産であるその土地の上に、地上権のこれ設定、本当にできるのでしょうか。この状況をいくつか見ていきますと、地上権の設定は行政執行の目的を阻害するものとして、これは認めずというような条項もあるのですが、どちらが正しいのか私にはわかりません。私、冒頭申し上げましたように、行政財産を民間の会社に貸せて、借りた会社がそこに薬局という建物を作ると、その敷地の地上権が発生するよ、行政財産に地上権、いわゆる私権を、その設置する、登記されるということは、行政が混乱するのではないのと心配している人の声もあるのです。そのへんで、本当にこれ、地上権の設定可能なのですか。伺います。

●議長（佐藤武雄）丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸）ただ今ご質問いただいた私権につきまして、まず行政財産をどういう形で貸し付けるか、契約方法の話になってくるかと思えます。契約につきましては、予定しているところについては、もちろん行政財産であります。行政財産ですが、病院の経営につきましては、地方公営企業法を利用しております。地方公営企業法に供する行政財産である土地の貸付けというのが、また別の地方公営企業法の施行例に記載してございます。その中で契約方法はどうするのかということで書かれているのですが、地方公営企業による行政財産である土地は、ただ今ご説明した地方自治法の238条の第4の2項から5項までの規定するほかに、一般財団法人とか一般法人、株式会社などに総理大臣指定する法人に対し、当該土地の用途を適切と認められる建物または施設の用に供させるため、地方公営企業法の収益に寄与する場合に限りこれを貸付けできるということで、通常の貸付けの方法として、借地借家法による貸付け、使用ではなくて契約ではなくて、証書による貸付けになるという形になっております。その証書によ

る貸付けになりますと、その私権が発生してくるという状況になるだと思っております。その、今、議員がおっしゃられました、地上権のお話でございますが、今回の行政財産を、借地借家法により貸し出すという形になりますと、通常にいう、他人の所有している土地を、その上に建物を建てる権利を借地権というようなことになっております。その借地権の中に地上権と賃借権と、この2通りがあるらしいです。そのうち、今回の地上権につきましては、議員がおっしゃられた地上権につきましては、内容を見ますと、土地の所有者の許諾がなくても、原則的には、貸したり建物売却や担保の設定が可能ということが地上権だそうです。で、賃借権というのは、土地の所有者の許諾を得ないと原則的には建て替え、建物の売却はできないということで、今回の借地借家法による行政財産の貸し出しにつきましては、賃借権のみの契約ということで地上権の設定は行わないというふうに考えております。以上です。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) 私、先ほど私権、私の権利ですね、私権の設定ができると言ったものですから、地上権も私権ですよ。だから地上権も借りた側が設定できるのですかということをお伺いしたわけですが。では、今の説明を聞くと地上権の設定はできないということでしょうか。その1点だけ答弁してください。

●議長(佐藤武雄) 丸山病院事務長。

■病院事務長(丸山茂幸) 契約の時点でさまざまなことを想定したうえで貸借契約を結ぶという形になるのですが、ただいまご心配いただいた地上権の設定につきましても、私、現在の解釈ですと、借地権だけの契約で地上権の設定はしないと考えておりますが、実際にこれから検討する中で、課題が起きないように検討をしたいと思っております。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) まだこれ、流動的な部分あるということですね、事務長さん。それで、これから良く検討してやっていると、そういうふうにつまえて良いのでしょうか。私も読んできた中では、行政財産の貸付けは、借地借家法の規定は適用されないというような条項も見つかるのです。今後検討してほしいというふうに思います。町民の方が心配している行政財産の上に地上権が設定されるのかねという疑問に関しては、もう少し掘り下げてもらえると、そういうふうをお願いをしたいと思っております。これで、町長に今度質問したいのですが、町長、今までの質問と答弁を聞いていて、病院の敷地内に民間の薬局を誘致するというこの計画について、町長はどのような感想をお持ちになりましたか。お伺いいたします。

●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。

令和4年第420回信濃町議会定例会12月会議 会議録(3日目)

■町長(鈴木文雄) 永原議員のご質問でございますが、私、まず第一に考えなければならぬのは、病院を利用される方の利便性の確保でないかと思えます。その上で薬局を設置することに伴います、その周辺のいろいろな課題、これはきちんと整理しなければなりません、最終的には利用者の利益を、便益を確保するために、何とか薬局を設置していけるよう取り組んでいきたいと、そんなふう考えております。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) 敷地内薬局に関しては、簡単にいうとギブアンドテイクの関係になるのです。ギブ、病院が持っている敷地を貸してやるから、便利な土地を貸してやるから、こっちに来てよと。ではテイクの部分ですが、その代わり売店機能をそこに付けてよと、そういうことですね。売店機能をつけることを条件にするのですから、これギブアンドテイクの関係だと思うのですが、事務長いかがですか。

●議長(佐藤武雄) 丸山病院事務長。

■病院事務長(丸山茂幸) 必要な施設ということで、基本構想から売店の施設については計画に掲載してございます。それを、敷地内薬局のところへ設置するということから、議員のおっしゃることで、そういう考え方でよろしいかと思えます。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) この経過をちょっと振り返ってみますと、これ基本構想の段階でしたか、議会の中からも指摘がありました。新しく造ろうとする病院の中に売店のスペースがないと、そういう指摘があったと思うのです。私も病院に入院したことがあります、患者さんにとっては、売店というスペースはやはり欲しいのです。外来で来た皆さんも、そのちょっとしたお店が欲しいのです。一方、病院のほうとしては計画上、物理的にもその部分の、売店部分の経営する側の人もなかなか難しいと。そういう中で知恵を出されて、このギブアンドテイクの敷地内薬局に収まったのだというふうに思うのです。それで、この敷地内薬局内の売店の利用者は、この利用者というのは、事務長、限定されるのですか。病院の患者さん以外使っちゃいけませんなんてことはあるのですか、どうでしょう。

●議長(佐藤武雄) 丸山病院事務長。

■病院事務長(丸山茂幸) 敷地内薬局の制度の考え方からいえば、病院の方だけではなくて、多くの方に利用していただける施設だと考えております。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) それは良かったです。ちょうど病院が新築移転する場所は、2つあったスーパーも無くなり、このお買い物に不便な点なのです。ぜひともこれから誘致をする敷地内薬局で、私は一定程度バツと売店スペースも確保してもらって、テイクですよ相手との交渉なのです。そこでも、土曜日でも日曜日もお店の部分は、薬局の部分は無理としても、土曜や日曜でもそこにお買い物に行けるような構想。事務長、あまり、ちまちまとしたような、そこへ行ってみたら、売っているのがアンパンと週刊誌とアイスクリームだけだったと、おまけに栄養ドリンクだけだったと、そんなふうにならないように、売店の敷地もきちんと主張するものは主張して、先ほど言いましたようにギブアンドテイクなのです。そんなに譲らずにやってほしいなと思います。それからもうひとつ、その敷地料です。これ、敷地料については、前回の一般質問で、条例上、固定資産税評価額の6パーセントというのがありました。事務長、6パーセントというふうに確かに答弁され、今もそう思っていると思うのです、条例にあるのですからね。私、これは思うのですが、総務課さん、お伺いしますが、行政財産はそもそも、私、長期に渡って貸し付けるという発想はないと思うのです。この、例規集もそういう発想の下に組み立てているのではないかと思うのです。従って、その敷地を借りたいという業者さんには、この条例どおりにやるのではなくて、きちんと不動産鑑定を入れると、そういうことが私は必要だと思うのですが、その点、総務課長いかがですか。これ、今ある条例は、ごく本当に、言ってみれば1年以内のものだというふうに私は思うのです。今度、ひょっとすると20年30年に渡っていくわけですね。その辺で、どうお考えになりますか。

●議長(佐藤武雄) 松木総務課長。

■総務課長(松木和幸) 私、答弁者にはなっていなかったのですが、わかる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。行政財産の土地の貸付けは、財務規則159条第1項第1号で建物又は、工作物の所有を目的とする土地の貸付け30年と記載がございますので、30年以内での貸付期間が適用されると考えております。また行政財産は財務規則上、使用許可になりますので、1年を超えることができませんので、1年ごとの更新で30年間という形になるかと思っております。以上です。

●議長(佐藤武雄) 永原議員。

◆11番(永原和男) なるほど、現行法なりでいくと、やはり1年を超えることはできないのだと、1年ごとに更新していくのだという話でありました、1年ごとに。これ、9月議会の時に、答弁が事務局長さんからあったものですから、病院の事務局長、最後の質問です。嫌がらずに答えてください。これ、私は条例を改正して、今1年ごとの契約だという話がありましたが、それを10年なり20年でやっていくのだとすれば、この貸付料金を規定する条例の改正、必要あると思うのです。じゃあどういうふうに必要するのと、改正するのと言ったら、それは不動産鑑定士さんを入れて、プロの目で貸付料金はいくらが妥当なのかというのを示してもらおうと、そうすると町民も納得すると思うのです。

令和4年第420回信濃町議会定例会12月会議 会議録(3日目)

そのへんのところで結論がなくても、今の時点でこれ、病院事務長どんなふうに思います。いや固定資産税評価額の6パーセントでいくのだと、そんなふうに思います。できたら不動産鑑定入れたいなと思います。どうでしょう。

●議長（佐藤武雄）丸山病院事務長。

■病院事務長（丸山茂幸）行政財産の貸付けにつきましては、先ほどご説明した法律、各種法律、また町の行政財産である財務規則等ございます。その中での適正な方法として、検討させていただければなと思っております。以上です。

●議長（佐藤武雄）永原議員。

◆11番（永原和男）これで終わりますが、行政財産の貸付けは許可処分であるという、また、新たな問題も出てまいりました。お互いに将来に渡って、問題は残さないように、よく整理をしていきたいというふうに思います。私も含めて、病院の敷地内薬局については、一定程度イメージを共有することができたのではないかなというふうに思っています。今日はどうもありがとうございました。これで終わります。

●議長（佐藤武雄）以上で永原和男議員の一般質問を終わります。この際申し上げます。3時20分まで休憩といたします。

(終了 午後3時09分)